

平成30年6月8日

このハガキ、詐欺です！

《深川警察署からの情報提供です》

5月下旬から、深川市、妹背牛町、北竜町、秩父別町の住宅に「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と称するハガキが連続して届いています。

6月1日、秩父別町の高齢の女性が、ハガキに記載されている連絡先に電話し、郵便局で10万円を振り込もうとして騙されそうになった事案が発生しました。

差出人は「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」となっていますが、そのような公的機関はありません。架空の機関名です！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)315 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年6月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目1番9号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5877-8388

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

このようなハガキには
絶対に連絡しないで下さい！